

特定建築物排出量削減計画書

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記)
京都府相楽郡精華町 大字南稲八妻小字北尻70番地	京都府相楽郡精華町 町長 木村 豊 電話 0774-95-1906

京都府地球温暖化対策条例第23条の規定により提出します。			
特定建築物の名称	精華町立川西小学校		
特定建築物の所在地	京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字畑ヶ田15-1他7筆		
特 定 建 築 物 の 概 要			
設計者の氏名	株式会社 三宅建築事務所 代表取締役 三宅 晃郎		
設計者の住所	京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地6		
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築		
予定年月日	工事着工予定年月日		平成20年 7月 18日
	工事完了予定年月日		平成21年 6月 30日
構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上 3階 地下 階
敷地面積	23,214.40 m <sup>2</sup>	高さ	14.43 m
建築面積	2,626.55 m <sup>2</sup>	床面積	6,019.80 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
用途別床面積	住 宅	m <sup>2</sup>	
	ホ テ ル 等	m <sup>2</sup>	
	病 院 等	m <sup>2</sup>	
	物品販売業を営む店舗等	m <sup>2</sup>	
	事 務 所 等	m <sup>2</sup>	
	学 校 等	6,019.80 m <sup>2</sup>	
	飲 食 店 等	m <sup>2</sup>	
	集 会 所 等	m <sup>2</sup>	
工 場 等	m <sup>2</sup>		
温室効果ガスの排出量の削減を図るための措置			
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根、床の断熱	(概要) 屋根(25mm,外断熱)・外壁(20mm,内断熱)に現場発泡硬質ウレタンフォームを使用。		
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射遮へい	(概要) 最上階屋根は軒の出を設け、2階には庇を設け、ことと、太陽高度の高い直射日光の遮蔽を行う。		

<input checked="" type="checkbox"/> 自然エネルギーの直接利用	(概 要) 図書室にトップライトを設置し、環境教育に資する。
<input checked="" type="checkbox"/> 自然エネルギーの変換利用	(概 要) 図書室に太陽光発電パネル(2.16kW)を設置し、環境教育に資する。
<input checked="" type="checkbox"/> エコマテリアルの利用	(概 要) 京都府内産の木材を教室の内装仕上げに採用。木部の塗装は自然塗料を採用。
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化	(概 要) 中庭全体を、雑木林をテーマとしたビオトープとし、環境教育に資すると共に、建物への熱負荷の低減を図る。
<input checked="" type="checkbox"/> 雨水利用	(概 要) 雨水貯留タンク(5000×2基)を設置し、ビオトープ池の補給水として利用する。
<input checked="" type="checkbox"/> オゾン層保護	(概 要) 外壁の発泡断熱材は、ノンフロンタイプとする。
<input checked="" type="checkbox"/> 長寿命化	(概 要) 勾配屋根+高耐久素材の屋根葺き材の採用、EXP-Jのない構造計画、コンクリートのひび割れ抑制等を行う。
<input checked="" type="checkbox"/> その他	(概 要) 全教室にシーリングファンを設置し、室内の温熱環境の改善を図る。高効率照明器具を採用する。
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果	
連 絡 先	担 当 部 署
	担 当 者 氏 名
	住 所
	電 話 番 号
	ファクシミリ番号
設計者の住所及び氏名の公表について	<input checked="" type="checkbox"/> 公表可 <input type="checkbox"/> 公表不可

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。  
 2 床面積の欄の括弧内には、増築の場合に当該増築部分の床面積を記入してください。  
 3 用途別床面積の用途(住宅を除く。)とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(平成15年 経済産業省・国土交通省告示第1号)別表第1に掲げるものとします。  
 4 概要を記入した場合は、それらを図面等で明示した資料を添付してください。  
 5 エコマテリアルとは、人体への安全性や資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいいます。

